

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 28 号
件 名	透析患者の通院交通費及び通院困難者が入居しながら透析治療を受けられる施設建設等について
紹 介 議 員	吉田孝志，金子恵美
要 旨	<p>私ども透析患者は週に3回通院し，4時間から5時間の長時間透析治療を余儀なくされています。年間150回余の通院治療が必要とされており，この透析治療が我々患者にとってまさに命綱なのです。</p> <p>現在，新潟市には1,300名余りの透析患者がおり，収入の少ない高齢者や体が不自由な行動困難者も多数います。その上，ガソリン代を初め諸物価の高騰，保険料の値上げ等で生活が困窮している状況です。</p> <p>ぜひ，下記の事項についての要望をお聞き届けくださいますようお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 福祉タクシー利用券助成，自動車燃料費助成を増額すること。 2 通院困難な透析患者のための入居して治療ができる施設を建設，または通院困難者の通院手段を確保すること。 3 災害時の治療施設の確保及び避難が長期化した際の透析食を確保すること。
付 託 年月日 委員会	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;"> <p>平成20年12月 3日</p> </div> <div style="margin-right: 20px;"> <p>第1項 ~ 第3項</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-right: 20px;">}</div> <p>市民厚生常任委員会</p> </div>
受 理	平成20年11月18日 第46号